

もしもの時に大切なご家族をお守りするご夫婦の保障とさらに安心をプラス

夫婦連生団信 の住宅ローン



ご夫婦のどちらかが

死亡または
所定の高度障害に該当したら、
(リビングニーズ、重度のがん保障を含む)

住宅
ローン
残高が

0円
になります



ご夫婦で
さらに
安心

ご夫婦のどちらかが

病気やけがで
先進医療の療養を
受けたら、

ご夫婦それぞれに対し、

通算
最大 **1,000**万円
までお支払いします

ご存知ですか？

付保割合を設定する団信
団体信用生命保険

【住宅ローン残高が1,000万円の場合】
付保割合:ご主人さま70%、奥さま30%

保険金で付保割合に応じた債務返済が
行われるため、残された方の債務は返済されず

住宅ローン残高が残ります

ご主人さまが

死亡・高度障害になった場合



夫

妻

住宅ローン残高
**300万円が
残ります。**

奥さまが

死亡・高度障害になった場合



夫

妻

住宅ローン残高
**700万円が
残ります。**

夫婦連生団信
団体信用生命保険 夫婦連生用
【住宅ローン残高が1,000万円の場合】

保険金ですべての債務返済が行われるため、

住宅ローン残高が**0**円になります

ご主人さまが

死亡・高度障害になった場合



夫

妻

奥さまが

死亡・高度障害になった場合



夫

妻

住宅ローン残高が

0円

夫婦連生団体信用生命保険の詳細

保険金が支払われる場合

連生被保険者のうちいずれかの被保険者が以下に該当した場合、保険金をお支払します

保険金額

死亡保険金	保険期間中に死亡したとき	住宅ローン 残高相当額
高度障害保険金	責任開始日以後に生じた傷害または疾病が原因で、保険期間中に所定の高度障害状態になったとき	
リビングニーズ特約 保険金	保険期間中に医師の診断書等で保険会社により余命6ヵ月以内と判断されたとき	
重度がん保険金前 払特約保険金	保険期間中に所定の悪性新生物と診断確定され、標準的な治療の指針にもとづく治療をすべて受けたが効果がなかったなどと保険会社により判断されたとき	
先進医療給付金	保険期間中につきのすべてを満たす療養を受けたとき ①責任開始日以後の傷害または疾病を直接の原因とする療養 ②先進医療による療養 ※療養を受けた日において厚生労働大臣が認める先進医療に該当する場合に限りま	通算最大 1,000万円

保険金が支払われない場合

- 告知義務違反により解除となった場合
- 責任開始日前の傷害または疾病により高度障害保険金または先進医療給付金の支払事由に該当した場合(その傷害や疾病について告知していた場合でも同様です)
- 詐欺による取消または不法取得目的による無効の場合
- 重大事由に該当し解除となった場合(保険金等を詐取する目的で事故招致した場合、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など)
- 以下の免責事由に該当した場合

死亡保険金	①被保険者が責任開始日から1年未満で自殺したとき
高度障害保険金	②被保険者が戦争その他の変乱により保険金の支払事由に該当したとき
リビングニーズ特約 保険金	③保険契約者または保険金受取人の故意により、被保険者が死亡または所定の高度障害状態になったとき ④保険契約者または保険金受取人の故意により、被保険者が余命6ヵ月以内と判断されたとき ⑤被保険者の故意により所定の高度障害状態になったとき ⑥被保険者の故意により余命6ヵ月以内と判断されたとき ⑦連生被保険者のうち一方の被保険者の故意により他方の被保険者が保険金の支払事由に該当したとき
先進医療給付金	次のいずれかにより先進医療給付金の支払事由に該当したとき ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦被保険者の所定の薬物依存 ⑧原因のいかんを問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚所見のないもの ⑨地震、噴火または津波 ⑩戦争その他の変乱 ⑪連生被保険者のうち一方の被保険者の故意
ご利用いただける方	お借入時の年齢が満20歳以上65歳未満で、完済時満82歳未満の方 ※所定の金利上乘せがあります。
税法上のご注意	連帯債務者の一方が団体信用生命保険(付加されている特約を含みます)の保険金の支払事由に該当したことにより、ローンが完済(債務弁済)された場合、もう一方の連帯債務者のローンが免除される部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。 詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

■ 引受保険会社：SBI生命保険株式会社

■ 問い合わせ先：<団体信用生命保険サポートデスク> **0120-272-350**

■ 受付時間：月曜～金曜 9：00～18：00
土日・祝日 10：00～17：00 (年末年始を除く)